



鳥取県公報

平成16年 2月10日(火)
号外第11号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管規則 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程(1) 1

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程をここに公布する。

平成16年 2月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成15年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)が発行する選挙公報について必要な事項を定めるものとする。

(掲載文の申請)

第2条 鳥取県議会議員の選挙の候補者(以下「候補者」という。)が条例第3条第1項の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとするときは、県委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文1通及び写真2葉を選挙公報掲載申請書(別記様式)に添えて、県委員会に提出しなければならない。

2 前項の原稿用紙の様式は、選挙の都度、県委員会が定めるものとする。

3 第1項の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、その裏面に当該候補者の党派及び氏名を記載しなければならない。

4 第1項の申請を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で行う場合は、封筒の表面に「選挙公報掲載申請書」と朱書しなければならない。

(掲載文)

第3条 掲載文は、次に定めるところにより作成しなければならない。

(1) 黒色の色素により明瞭に記載しなければならない。

(2) 前条第1項に規定する写真を除き、色の濃淡があってはならない。

(3) 写真(前条第1項に規定する写真を除く。)を使用してはならない。

(4) 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に

係る面積は、掲載文全体の面積のおおむね2分の1以下としなければならない。

2 県委員会は、候補者に対し、印刷技術上の制約その他掲載文の作成に必要な事項を教示するものとする。
(掲載文の訂正)

第4条 県委員会は、前条第1項の規定に違反して記載した掲載文の申請があったときは、候補者に対し、当該掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 県委員会は、当該掲載文について候補者が条例第3条第1項の規定による期限までに前項の規定による求めに応じない場合は、必要な訂正をすることができる。

(掲載文の撤回等)

第5条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするときはその旨を、これを修正し、又は取り替えようとするときは県委員会が交付した原稿用紙に新たに記載し直した掲載文又は取り替えようとする写真を添えてその旨を、それぞれ文書をもって県委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による撤回又は修正若しくは取替えの申請は、条例第3条第1項の規定による期限までにしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第6条 条例第4条第2項の規定により掲載順序のくじを行う日時及び場所は、あらかじめ、県委員会が告示する。

(選挙公報の印刷)

第7条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により単色で印刷するものとする。

2 選挙公報の様式は、選挙の都度、県委員会が定めるものとする。

3 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

(必要事項の登載)

第8条 選挙公報には、その余白に当該選挙に関する啓発、周知その他必要な事項を登載することができる。

(候補者の死亡等の場合の掲載文の取扱い)

第9条 選挙公報の印刷を開始した後においては、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者たることを辞した場合においても、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は、中止しないものとする。

(掲載文の返還)

第10条 既に提出された掲載文及び写真は、いかなる場合においても返還しない。

(選挙公報の送付及び配布)

第11条 選挙公報は、選挙の期日前5日までに市町村選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)に送付するものとする。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、この限りでない。

2 市町村委員会は、前項の規定により選挙公報の送付を受けたときは、遅くとも選挙の期日前2日までに当該選挙に用いるべき当該市町村の選挙人名簿に記載された者の属する世帯(以下「世帯」という。)及びその区域内に所在する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第4項に規定する不在者投票管理者に配布しなければならない。

3 前項の規定により選挙公報を世帯に配布する場合において、その世帯の他の選挙区への移転又は住居の不明等の事由により配布が困難なときは、当該世帯については、選挙公報の配布は行わない。

4 前項の規定により選挙公報の配布を受けなかった世帯に属する選挙人は、第2項の規定にかかわらず、現に居住する地の市町村委員会に申し出て選挙公報の交付を受けることができる。

5 第2項の規定により選挙公報の配布を受けた不在者投票管理者は、関係選挙人に対し適宜配布し、又は回覧し、若しくはこれを掲示しなければならない。

(選挙公報の訂正)

第12条 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、鳥取県公報をもって訂正するほか、緊急を要する場合は、適宜必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

選挙公報掲載申請書

鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第三条第一項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので左記のとおり申請します。

年 月 日

候補者

氏

名

印

鳥取県選挙管理委員会委員長(氏名)あて

記

- 一 掲載文 別紙のとおり
- 一 通信受領の場所及び電話番号
- 一 写真 別葉のとおり

